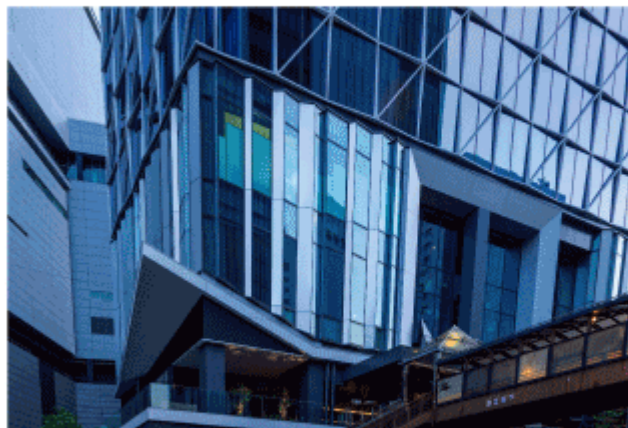




FUJISASH

不二サッシ株式会社

第44期 報告書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当社の第44期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）が終了いたしましたので、事業の概況をご報告申し上げます。

2025年6月



代表取締役社長

江崎 裕之

目次

事業報告	1
1.当社グループの現況に関する事項	1
2.株式に関する事項	9
3.新株予約権等に関する事項	9
4.役員に関する事項	10
5.会計監査人の状況	15
6.業務の適正を確保するための体制 および運用状況の概要	16
連結計算書類	18
連結貸借対照表	18
連結損益計算書	19
連結株主資本等変動計算書	20
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書	21
計算書類	23
貸借対照表	23
損益計算書	24
株主資本等変動計算書	25
会計監査人の監査報告書	26
監査役会の監査報告書	28



1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の当社グループ(当社および連結子会社)の業績は、主力とするビルサッシを中心とした建材事業分野においては、ビル新築事業およびリニューアル事業が好調に推移いたしました。建設資材の高騰、労働人口の減少などの厳しい事業環境の改善は見通せない状況が続いております。形材外販事業分野においては、加工品を中心に安定した収益基盤の構築に向けて歩みを進めております。このような事業環境の下、全セグメントにおいて前年対比で増収増益を達成いたしました。

この結果、売上高1,047億5千4百万円(前年同期は1,012億6千万円)、営業利益24億7千5百万円(前年同期は営業利益17億7千3百万円)、経常利益27億4千2百万円(前年同期は経常利益21億8千6百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益22億2千5百万円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益17億1千4百万円)となりました。

〔建材事業〕

建材事業においては、堅調に推移した受注状況の下、ビル新築事業、リニューアル事業などが牽引した結果、売上高は753億6千5百万円(前年同期は739億9千万円)と増収になり、価格改定の浸透などの影響に加えて、営業強化による利益率の良化などにより、セグメント利益は34億5千5百万円(前年同期はセグメント利益26億円)と増益になりました。

〔形材外販事業〕

形材外販事業においては、収益性の高い加工品の販売が拡大したことなどにより、売上高は232億5千4百万円(前年同期は213億3千2百万円)と増収になり、加工品の販売拡大に加えて、内製化による外注費の低減や設備投資による生産性向上などの結果、セグメント利益は3億6千6百万円(前年同期はセグメント利益3億1千3百万円)と増益になりました。

(単位：百万円)

事業別	売上高 (前年同期)		セグメント利益 (前年同期)	
建材事業	75,365	(73,990)	3,455	(2,600)
形材外販事業	23,254	(21,332)	366	(313)
環境事業	2,744	(2,677)	161	(151)
物流事業	3,086	(2,978)	402	(312)
その他の	303	(281)	182	(162)

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産等を含んでおります。



〔環境事業〕

環境事業においては、プラント部門の基幹改良工事を中心とした新規プラント工事が好調に推移したことなどにより、売上高は27億4千4百万円(前年同期は26億7千7百万円)、セグメント利益は1億6千1百万円(前年同期はセグメント利益1億5千1百万円)と増収増益になりました。

〔物流事業〕

物流事業においては、営業倉庫の活用による取引拡大に加え、傘下に加わった企業の業績が寄与したことなどにより、売上高は30億8千6百万円(前年同期は29億7千8百万円)と増収になり、適正価格の浸透や配車効率化などのコスト管理の徹底に取り組んだ結果、セグメント利益は4億2百万円(前年同期はセグメント利益3億1千2百万円)と増益になりました。

〔その他〕

その他事業には、不動産等がありますが、売上高は3億3百万円(前年同期は2億8千1百万円)、セグメント利益は1億8千2百万円(前年同期はセグメント利益1億6千2百万円)となりました。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つと位置づけ、安定的な配当を基本におくとともに、業績を勘案しつつ株主の皆様への利益還元を図っております。

この方針に基づき検討いたしました結果、当期の業績に応じた利益還元を勘案し、今期の配当につきましては、1株当たり25円とさせていただきます予定です。

(2) 対処すべき課題

米国による輸入関税強化や、長期化するウクライナ情勢、中東情勢の不安定化などに加え、南西アジア情勢が新たな火種として国際情勢は緊張感を増しております。こうした情勢は、日本国内にも引き続き物価上昇や為替リスク、諸資材価格の高騰などの影響をもたらしております。

国内の建設市場におきましては、依然として続く諸資材価格の高騰とそれに伴う建築計画の見直し、労働人口の減少に伴う工期の延長など、厳しい事業環境が続くものと見込まれております。



このような激動の環境下において、次の100年を生き抜くために創業100年に向け、「中期経営計画 ～2030年度／創業100年に向けた再構築～（FY25-27）」を策定いたしました。収益面・経営面の双方で確固たる基盤を構築し、誰もが安定・安心できる企業グループを目指し、以下の事業別戦略を推進してまいります。

〔建材事業〕

業務プロセスをイチから見直し、重要な業務の徹底や業務の効率化等、徹底した合理化を進め基幹事業の高収益性化を目指します。

〔形材外販事業〕

加工品の売上拡大に注力し、高付加価値事業としての拡大を推進します。

あわせて、医療用マグネシウム合金の実用化への研究開発を進めます。

アルミニウムの特性と不二ライトメタルの加工技術をいかし、加工品の売上を拡大します。

〔物流事業〕

当社製品等の運送・倉庫管理を行っています。今後は、既存アセットの活用・強化を進めることで総合物流企業への転換を図ります。

〔環境事業〕

都市ごみ焼却飛灰処理事業、リサイクル・粗大ごみ処理事業、薬剤事業を行っています。今後は、継続的人材育成に努め、新規顧客の開拓、価格の見直しに取り組めます。

〔経営基盤〕

不二サッシグループは、2030年に迎える創業100周年を越えて持続的に成長する未来像に向けて、サステナビリティビジョン2050を策定しました。このうちカーボンニュートラルに向けた排出削減目標についてはSBT認定を取得済みです。

本ビジョンを指針として持続可能性向上に資する事業を展開し、経営基盤の強化に繋がります。



不二サッシグループは2050年脱炭素に向けた定量目標およびロードマップを策定しました。長期的思考が必要となる、設備の低炭素化、太陽光発電量の拡大や低炭素アルミ製品の強化から取り組みをはじめ、社会課題対応を推進力として価値創造を進めています。

これらの諸施策に取り組み、株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様を選ばれる企業となるべく事業を展開してまいります。

当社グループは、中期経営計画最終年度である2027年度においては、以下の計数を計画しております。

2027年度（計数計画）	
売上高	1,100億円
営業利益	33億円
営業利益率	3.0%
純資産	250億円程度
ROE	8.0%以上

※詳細については、当社ホームページ(<https://www.fujisash.co.jp>)IR情報をご参照いたします。

(3) 設備投資の状況

当社グループでは、生産部門および物流事業の設備投資等により、24億2千4百万円の設備投資を実施いたしました。

当社においては、生産拠点の耐震補強工事などを中心に12億2千9百万円、不二ライトメタル(株)においては、押出設備を中心に10億1千9百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

(株)りそな銀行と総額95億円のコミットメントライン契約を締結しており、うち当連結会計年度末における借入実行残高は35億円となっております。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。



(6) 財産および損益の状況の推移

区 分	2021年度 第 41 期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	2022年度 第 42 期 (自2022年4月1日 至2023年3月31日)	2023年度 第 43 期 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	2024年度 第 44 期 (当連結会計年度) (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
売 上 高 (百万円)	90,430	101,700	101,260	104,754
経 常 利 益 (百万円)	1,101	960	2,186	2,742
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純損失 (百万円)	△3,326	338	1,714	2,225
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (円)	△26.36	2.68	13.58	※ 176.43
総 資 産 (百万円)	83,315	87,249	89,408	84,286
純 資 産 (百万円)	18,065	18,630	20,953	23,591

(※) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」を適用して算出しております。なお、当社では2024年10月1日付で株式併合（10株を1株）を行っております。

《2021年度(第41期)》

建材事業においては、主力であるビル新築事業のプロセス管理を徹底した営業強化による利益率良化により、減収増益となりました。

形材外販事業においては、原材料費および諸資材価格高騰等事業環境の急速な悪化により収益性が低下したことに伴い、特別損失（減損損失）35億6千万円を計上しました。

環境事業においては、メンテナンス部門の営業強化に注力したこと等により、減収増益となりました。

物流事業においては、新規顧客開拓および営業倉庫新規開拓および営業倉庫新設による保管事業の強化により、増収減益となりました。

《2022年度(第42期)》

建材事業においては、ビル建材事業の期內売上工事の増加がありましたが、地金・諸資材価格の高騰の影響を吸収しきれず、増収減益となりました。

形材外販事業においては、アルミ地金市場に連動した販売単価上昇が着実に進みましたが不安定な諸資材価格の影響が大きく、販売物量も低下したことから、引き続き損失を計上しました。

環境事業においては、プラント事業における半導体不足等による商材の納期遅延等による工期変更や、

薬剤販売事業における原材料価格高騰の影響等により、減収減益となりました。

物流事業においては、一般物流の物量の増加および保管事業の強化がありましたが、燃料費等の輸送コスト高騰の影響や荷動きの低迷を受け増収減益となりました。

《2023年度(第43期)》

建材事業においては、建設資材の高騰や工期変更の影響など受けましたが、営業強化による利益率の良化などにより、減収増益となりました。

形材外販事業においては、物量減少の影響を受けましたが、一般形材の納期遵守など顧客対応力強化および不採算取引の改善や外注費の低減に努めた結果、増収となり、4期ぶりに黒字化いたしました。

環境事業においては、薬剤販売部門の販売価格は上昇したものの、仕入れ原価の高騰や新規プラント工事の減少により、増収減益となりました。

物流事業においては、輸出作業の受注拡大および保管事業の強化をしましたが、輸送コストの高騰の影響を受け、増収減益となりました。

《2024年度(第44期)》

前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。



(7) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

- ① サッシその他の建築材料の製造・販売・施工
- ② 各種アルミニウム製品の製造・販売・施工
- ③ 環境保全用機器・設備の製造・販売・施工
- ④ 取替サッシ、ビル外壁改装の製造・販売・施工

(8) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地	会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
不二サッシ(株)	本 社	神奈川県川崎市	関西不二サッシ(株)	本 社	大阪府高槻市
	営 業 本 部	東京都品川区	日海不二サッシ(株)	本 社	石川県金沢市
	関 東 支 店	埼玉県さいたま市	不二サッシリニューアル(株)	本 社	東京都港区
	東 京 支 店	東京都品川区	不 二 倉 業 (株)	本 社	東京都品川区
	横 浜 支 店	神奈川県横浜市	協 同 建 工 (株)	本 社	神奈川県大和市
	名古屋支店	愛知県名古屋市	日 本 防 水 工 業 (株)	本 社	東京都練馬区
	大 阪 支 店	大阪府大阪市	北海道不二サッシ(株)	本 社	北海道札幌市
	中四国支店	広島県広島市	(株)不二サッシ東北	本 社	宮城県仙台市
	シンガポール支店	シンガポール	(株)不二サッシ関東	本 社	東京都文京区
	千 葉 工 場	千葉県市原市	(株)不二サッシ東海	本 社	愛知県稲沢市
	大 阪 工 場	大阪府高槻市	(株)不二サッシ関西	本 社	大阪府吹田市
	不二ライトメタル(株)	本 社	(株)不二サッシ中四国	本 社	広島県福山市
	東資材生産部	千葉県市原市	(株)不二サッシ九州	本 社	福岡県福岡市
	東 京 支 店	東京都品川区	奈良不二サッシ(株)	本 社	奈良県奈良市
	大 阪 支 店	大阪府大阪市			
	九 州 支 店	熊本県玉名郡			



(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
不二ライトメタル(株)	100	100.0	各種アルミニウムその他の金属製品の設計・製造・販売・施工
関西不二サッシ(株)	100	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
日海不二サッシ(株)	100	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
不二サッシリニューアル(株)	100	100.0	取替サッシ、ビル外壁改装・販売
不二倉業(株)	400	100.0	貨物自動車運送業、倉庫業
協同建工(株)	50	100.0	建築工事ならびに内装工事の請負および施工
日本防水工業(株)	100	100.0	防水工事、外壁改修工事、塗装改修工事
北海道不二サッシ(株)	77	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
(株)不二サッシ東北	100	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
(株)不二サッシ関東	100	100.0	サッシその他の金属製建具の販売・施工
(株)不二サッシ東海	50	100.0	サッシその他の金属製建具の販売
(株)不二サッシ関西	50	100.0	サッシその他の金属製建具の販売
(株)不二サッシ中四国	100	100.0	サッシその他の金属製建具の販売・施工
(株)不二サッシ九州	250	100.0	サッシその他の金属製建具の製造・販売・施工
奈良不二サッシ(株)	40	100.0	サッシその他の金属製建具の販売

(注) ㈱不二サッシ東北は2025年2月6日をもって130百万円減資し、資本金が100百万円となりました。

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当する事項はございません。



(10) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業の種類別セグメント名	従業員数	前期末比増減
建 材 事 業	1,971 名	-15 名
形 材 外 販 事 業	673	-19
環 境 事 業	48	0
物 流 事 業	107	0
そ の 他	30	+2
全 社 (共 通)	60	+2
合 計	2,889	-30

- (注) 1. その他は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

(11) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社 りそな銀行	3,500 百万円

- (注) 上記金額には、(株)りそな銀行との総額95億円のコミットメントライン契約に基づく、借入実行残高35億円が含まれております。



2. 株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,700,000株
(2) 発行済株式の総数 12,626,782株 (うち、自己株式の数15,124株)
(3) 株 主 数 18,473名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
文化シャッター株式会社	2,962,621	23.49
大栄不動産株式会社	534,940	4.24
中島和信	317,810	2.52
株式会社りそな銀行	185,745	1.47
不二サッシ社員持株会	185,227	1.47
千々石寛	172,340	1.37
株式会社ジャノメ	162,000	1.28
大日メタックス株式会社	153,000	1.21
三井物産メタルズ株式会社	147,400	1.17
株式会社埼玉りそな銀行	143,840	1.14

(注) 1.持株比率は、自己株式(15,124株)を控除して計算しております。
2.2024年6月27日開催の第43期定時株主総会決議により2024年10月1日付で株式併合(10株を1株)を行っております。

3. 新株予約権等に関する事項 (2025年3月31日現在)

該当する事項はございません。



4. 役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 当社の取締役および監査役

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	江 崎 裕 之	社長執行役員
代 表 取 締 役	宮 崎 恒 史	専務執行役員、監査部担当
取 締 役	新 野 伸 宏	執行役員、管理本部長
取 締 役	石 井 浩	執行役員、生産本部長、環境安全部担当
取 締 役	土 井 和 之	執行役員、技術本部長、品質保証部担当
取 締 役	緒 方 右 武	大栄不動産(株)社外取締役、鈴江コーポレーション(株)社外取締役
取 締 役	澤 飯 明 広	(株)構造計画研究所シニアアドバイザー サイバー・フィジカル・エンジニアリング技術研究組合顧問
取 締 役	濱 崎 利 香	(株)かんぼ生命保険執行役、事務サービス推進部担当執行 役補佐、事務サービス推進部長
常 勤 監 査 役	菅 原 伸 幸	不二ライトメタル(株)監査役（非常勤）
監 査 役	妹 尾 佳 明	弁護士（MOS合同法律事務所）
監 査 役	佐 橋 広 司	新井工業(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち緒方右武、澤飯明広および濱崎利香の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち妹尾佳明、佐橋広司の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は妹尾佳明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当期中の退任取締役は次のとおりであります。

退任時の会社 における地位	氏 名	退任時の担当および重要な兼職の状況	退 任 日
取締役相談役	吉 田 勉	相談役	2024 年 6 月 27 日

4. 決算期後の取締役の担当および重要な兼職の異動は次のとおりであります。

地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況	異 動 年 月 日
代表取締役	宮 崎 恒 史	専務執行役員、監査部担当、管理本部所管	2025 年 4 月 1 日



当社経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者の指名に関しては、定款における員数上限および「常勤役員年齢上限内規」に基づき、独立社外取締役が参画する「役員人事・報酬協議会」において人事案を策定し、取締役会における役員選任議案の承認決議を経て、株主総会に上程いたします。

なお、当社取締役および執行役員ならびに監査役候補者の指名方針に関しては、「コーポレートガバナンス基本方針」第5条および第6条に記載のとおりです。

(<https://www.fujisash.co.jp/hp/company/governance/>)

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金5百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、損害保険会社と会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険契約による被保険者が負担することになる株主代表訴訟と第三者が役員に対して起こす損害賠償請求の損害を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社のすべての役員等（取締役、監査役、執行役員）であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。



(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	
取 締 役	184,674千円	157,392千円	27,282千円	9名
(うち社外取締役)	15,960千円	15,960千円	—	(3名)
監 査 役	25,380千円	25,380千円	—	3名
(うち社外監査役)	10,380千円	10,380千円	—	(2名)
合 計	210,054千円	182,772千円	27,282千円	12名

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額4億5千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、1990年6月28日開催の第9期定時株主総会において、年額8千万円以内と決議いただいております。

② 報酬等の決定に関する方針

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役および執行役員の報酬に関しては、独立社外取締役が参画する「役員人事・報酬協議会」において以下の方針に則り、個別役員の報酬額の案を協議のうえ策定し、取締役会において決定しております。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬等の基本方針については、客観性・透明性を確保し、取締役の業績向上へのモチベーションおよびコミットメントを高め、業績目標の実現と企業価値の増大に寄与するために有効に機能する役員報酬制度とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とする。

b. 報酬構成

当社の取締役の報酬構成については、月例の固定報酬である役位別基本報酬と、企業業績に応じて変動する業績連動報酬と個人業績を反映させる個人業績報酬で構成する。社外取締役の報酬は、その役位と独立性の観点から、役位別基本報酬のみで構成する。また、役位別基本報酬については、各役員の責任の規模や大きさに応じて設定する役位ごとの設計とする。



c. 業績連動報酬

当社の取締役の業績連動報酬等については、連結営業利益と連結税引後当期純利益の目標達成率および前年度増減率により、業績報酬分が変動する設計とする。当社はより高い経営効率を目指しており、これらの指標としている。

当該指標を選択した理由は、それぞれ事業年度の活動を通じて得られた収益および株式配当原資となる収益であり、取締役の報酬決定指標としてふさわしいものと判断したためであります。

業績指標に関する当事業年度の実績は、営業利益は24億7千5百万円（目標値 20億円）親会社株主に帰属する当期純利益は、22億2千5百万円（目標値 16億円）でした。

③報酬内容についての決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、「役員人事・報酬協議会」が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	緒 方 右 武	大栄不動産(株) 社外取締役 鈴江コーポレーション(株) 社外取締役	大栄不動産(株)は当社の大株主であり、当社は同社との間で、不動産仲介での取引があります。 鈴江コーポレーション(株)は、当社子会社の不二倉業(株)との間で運送業に関して取引があります。
社外取締役	澤 飯 明 広	(株)構造計画研究所シニア アドバイザー サイバー・フィジカル・ エンジニアリング技術研 究組合顧問	当社と(株)構造計画研究所およびサイバー・フィジカル・エンジニアリング技術研究組合との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外取締役	濱 崎 利 香	(株)かんぼ生命保険執行役 事務サービス推進部担当 執行役補佐、事務サービ ス推進部長	当社と(株)かんぼ生命保険との間に重要な取引その他の関係はありません。



区 分	氏 名	重要な兼職先	当社との関係
社外監査役	妹 尾 佳 明	弁護士 (MOS合同法律事務所)	当社と妹尾佳明弁護士および同事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	佐 橋 広 司	新井工業(株)社外監査役	当社と新井工業(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動

取締役会および監査役会への活動状況等

区 分	氏 名	当社での主な活動状況等
社外取締役	緒 方 右 武	当事業年度の取締役会に19回中18回出席している他、警察庁および(株)整理回収機構での経験を活かし、主に法令や定款の遵守に係わる観点から、公正かつ客観的にご指摘をいただき監督機能を発揮しております。また、当社の役員人事などを審議する役員人事・報酬協議会にも出席し、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
社外取締役	澤 飯 明 広	当事業年度の取締役会に19回中19回出席している他、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、当社の役員人事などを審議する役員人事・報酬協議会にも出席し、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
社外取締役	濱 崎 利 香	就任後の取締役会に14回中13回出席している他、人事制度や育成方針など女性の立場から様々な助言・提言を行っております。また、当社の役員人事などを審議する役員人事・報酬協議会にも出席し、会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に努めております。
社外監査役	妹 尾 佳 明	当事業年度の取締役会に19回中18回、監査役会に19回中18回出席している他、その他の重要な会議に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜必要な意見を述べております。
社外監査役	佐 橋 広 司	当事業年度の取締役会に19回中19回、監査役会に19回中19回出席している他、その他の重要な会議に出席し、主に金融・不動産分野における業務執行・経営者としての観点から適宜必要な意見を述べております。



5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金5百万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額
68百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金
銭その他の財産上の利益の合計額
68百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査時間の実績および報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、この金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 非監査業務の内容

該当する事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。



6. 業務の適正を確保するための体制 および運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会決議により、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用 状況の概要

当社は、取締役会で決議した「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備して運用しております。上記各体制の整備および運用状況については継続的に調査し、取締役会へ報告するとともに、調査の結果を踏まえて、より適切な内部統制システムの構築に努めております。

① コンプライアンスに関する取組み

「不二サッシ・コンプライアンス行動規範」「不二サッシ・コンプライアンス行動基準」の社内規程を整備するとともに、コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するため当社グループの役員、使用人等を対象としたコンプライアンステストを定期的の実施しております。また、当社の内部通報窓口である、「不二サッシ企業倫理ホットライン」についても周知活動を継

続し、問題の早期発見と改善に努めており、その運用・通報状況について取締役会に報告を行っております。

② 損失の危険の管理に関する取組み

重大なリスクが発生した場合は「緊急対策検討委員会」を開催し、的確な対応を速やかに決定しております。

③ 業務執行の適正および効率性の確保に関する取組み

当社は、毎月開催される定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定およびその監督を有効に行っております。

また、取締役、執行役員および部門長で構成される「経営会議」では意思決定に至る検討に深度を加えております。

なお、社外取締役、社外監査役からは、四半期毎に関係役員と意見交換会を実施し、社外役員の方の意見を取り入れる機会を設け情報交換・認識共有を行い企業価値向上を図っております。さらに年に1度、取締役および監査役に対して、取締役会に対するアンケートを実施し、取締役会の実効性に関する分析・評価を行っております。



④当社グループにおける業務の適正の確保に関する取組み

関係会社は、関係会社管理規程に基づき、定められた重要な事項について承認申請・報告を行う体制としているほか、総合企画部関連事業部、監査部が定期的に監査・指導を行っております。

(注) 2025年4月1日組織変更のため、総合企画部関連事業部は経営管理部企画グループへ業務移管しました。

⑤監査役監査の実効性の確保に関する取組み

当社は、監査役会を設けており、原則として月1回以上開催し、監査に関する重要な事項の決議・報告・協議を行っております。また、監査役は各種会議への出席や決裁書等の閲覧や、年2回の代表取締役との意見交換会および各部門との定期的な意見交換会を行うことにより、監査の実効性を確保しております。

<備考>本事業報告は、次により記載しております。

1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
なお、1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は四捨五入により表示しております。
2. 千株単位の株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 比率は四捨五入により表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)



(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	84,286	(負 債 の 部)	60,694
流 動 資 産	47,839	流 動 負 債	35,986
現 金 及 び 預 金	13,373	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	9,044
売 掛 金	13,632	電 子 記 録 債 務	6,139
受 取 手 形	888	短 期 借 入 金	13,268
契 約 資 産	5,501	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	160
電 子 記 録 債 権	5,341	リ ー ス 債 務	382
商 品 及 び 製 品	1,956	未 払 法 人 税 等	339
仕 掛 品	2,136	契 約 負 債	2,633
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,311	工 事 損 失 引 当 金	479
販 売 用 不 動 産	348	そ の 他	3,539
そ の 他	1,390		
貸 倒 引 当 金	△1,042	固 定 負 債	24,707
固 定 資 産	36,446		
有 形 固 定 資 産	27,438	社 債	3,910
建 物 及 び 構 築 物	40,252	長 期 借 入 金	5,606
減 価 償 却 累 計 額 及 び 減 損 損 失 累 計 額	△32,270	リ ー ス 債 務	1,081
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	39,305	繰 延 税 金 負 債	65
減 価 償 却 累 計 額 及 び 減 損 損 失 累 計 額	△36,126	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	409
土 地		退 職 給 付 に 係 る 負 債	13,211
リ ー ス 資 産	3,106	資 産 除 去 債 務	103
減 価 償 却 累 計 額	△1,808	そ の 他	320
建 設 仮 勘 定		(純 資 産 の 部)	23,591
そ の 他	11,598	株 主 資 本	19,933
減 価 償 却 累 計 額 及 び 減 損 損 失 累 計 額	△10,629	資 本 金	1,709
無 形 固 定 資 産	653	資 本 剰 余 金	816
の れ ん	49	利 益 剰 余 金	17,422
そ の 他	603	自 己 株 式	△14
投 資 そ の 他 の 資 産	8,355	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,436
投 資 有 価 証 券	3,799	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,539
長 期 貸 付 金	46	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
繰 延 税 金 資 産	2,961	土 地 再 評 価 差 額 金	1,635
そ の 他	2,429	為 替 換 算 調 整 勘 定	△531
貸 倒 引 当 金	△882	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	790
資 産 合 計	84,286	非 支 配 株 主 持 分	221
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	84,286



連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高			104,754
売上原価			88,412
売上総利益			16,342
販売費及び一般管理費			13,866
営業利益			2,475
営業外収益			
受取利息	23		
受取配当金	153		
受取配当利益	49		
受取配当金料	142		
受取配当金料益	172		
受取配当金料益他	91		
受取配当金料益他	63		
受取配当金料益他	159		856
営業外費用			
支払利息	313		
支払手数料	121		
支払手数料	64		
支払手数料	89		589
経常利益			2,742
特別利益			
固定資産売却益	4		
固定資産売却益	175		
固定資産売却益	5		186
特別損失			
固定資産売却損	4		
固定資産売却損	2		
固定資産売却損	73		
固定資産売却損	4		85
税金等調整前当期純利益			2,843
法人税、住民税及び事業税	627		
法人税、住民税及び事業税	△9		618
当期純利益			2,225
非支配株主に帰属する当期純利益			△0
親会社株主に帰属する当期純利益			2,225



連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
当 期 首 残 高	1,709	816	15,448	△10	17,964
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△252		△252
親会社株主に帰属する当期純利益			2,225		2,225
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,973	△3	1,969
当 期 末 残 高	1,709	816	17,422	△14	19,933

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,735	－	1,635	△496	△95	2,778	210	20,953
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当								△252
親会社株主に帰属する当期純利益								2,225
自己株式の取得								△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△195	2	－	△35	886	657	10	668
当 期 変 動 額 合 計	△195	2	－	△35	886	657	10	2,637
当 期 末 残 高	1,539	2	1,635	△531	790	3,436	221	23,591



独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

不二サッシ株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	小 林 弥
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	大 山 昌 一
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	林 隆 二
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、不二サッシ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、不二サッシ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



(单位: 百万円)

23



損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売上高							49,974	
売上原価							44,015	
売上総利益							5,958	
販売費及び一般管理費							5,731	
営業利益							226	
営業外収益							23 900 83 553 142 31 224 458 121 100	1,734
受取利息								
受取配当金								
受取配当料								
受取販売収益								
その他の費用								
営業外費用								
支払利息								
支払配当料								
支払販売費用								
その他の費用								905
経常利益							1,055	
特別利益							175 0 4 73 1	176
投資有価証券の売却益								
特別損失								
固定資産の売却損								
固定資産の解体費用								
その他の損失								79
税引前当期純利益							1,151	
法人税、住民税及び事業税							△93 61	△31
当期純利益							1,183	



株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	1,709	791	791	12,338	12,338	△10	14,829
当 期 変 動 額							
剰余金の配当				△252	△252		△252
当 期 純 利 益				1,183	1,183		1,183
自己株式の取得						△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	930	930	△3	926
当 期 末 残 高	1,709	791	791	13,268	13,268	△14	15,756

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,403	－	1,403	16,232
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△252
当 期 純 利 益				1,183
自己株式の取得				△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△171	2	△168	△168
当期変動額合計	△171	2	△168	757
当 期 末 残 高	1,232	2	1,234	16,990



独立監査人の監査報告書

2025年 5 月21日

不二サッシ株式会社
取締役会 御 中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 小 林 弥
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 大 山 昌 一
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 林 隆 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、不二サッシ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。



計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び東陽監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

不二サッシ株式会社 監査役会

常勤監査役 菅 原 伸 幸 ⑩

社外監査役 妹 尾 佳 明 ⑩

社外監査役 佐 橋 広 司 ⑩

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月に開催
期末配当基準日	3月31日
中間配当基準日	9月30日
その他の基準日	上記の他、必要があるときは、あらかじめ公告して定めます。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
および特別口座の 口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社
(郵送物送付先) (お問合せ先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL.0120-782-031 (フリーダイヤル)
単元株式数	100株
公告方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL https://www.fujisash.co.jp/

●表紙写真説明



- ① アルティメイト名駅2nd新築工事
施主：嵯坂井商事
設計：ウィルコン建築設計
施工：日本建設機
- ② Forestgate Daikanyama Main棟
施主：東急不動産株式会社
設計：嵯竹中工務店東京一級建築士事務所
施工：嵯竹中工務店東京本店
- ③ 渋谷アクシュ
施主：渋谷二丁目17地区市街地再開発組合
設計：渋谷二丁目17地区設計監理共同企業体
施工：嵯竹中工務店東京本店

不二サッシ株式会社

〒212-0058

神奈川県川崎市幸区鹿島田一丁目1番2号 Tel. (044) 520-0034